

京葉銀カード加盟店規約 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第3条（表明・保証）</p> <p>3. 加盟店契約の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、</p> <p>（2）<u>特定商取引法に関する法律</u>に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、</p>	<p>第3条（表明・保証）</p> <p>3. 加盟店契約の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、</p> <p>（2）<u>特定商取引に関する法律</u>に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、</p>
<p>第6条（信用販売の種類）</p> <p>2. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払い販売のみ<u>取扱う</u>ものとします。</p>	<p>第6条（信用販売の種類）</p> <p>2. 加盟店は、2回払い販売・ボーナス一括払い販売・リボルビング払い販売・分割払い販売については、当社または日本国内の会社が発行するカードのうち、当社が指定するものについてのみ取扱うものとし、日本国外の会社が発行するカードについては、1回払い販売のみ<u>取扱うことができる</u>ものとします。</p>
<p>第7条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、C A T等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に</p>	<p>第7条（信用販売の方法）</p> <p>1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、C A T等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に</p>

従い、カードの真偽、売上票他媒体に署名を求める当該カード裏面の署名と同一であること、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用

3. 加盟店は、C A T等を利用することなく信用販売を行なう場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求するものとします。その際、当該カード裏面の署名と売上票の署名を照合し、同一であることもあわせて確認して信用販売を行うものとします。

第13条（立替払等）

4. 信用販売もしくはサービス提供を行った日から30日を経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。

第23条（加盟店の禁止行為）

1. 加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を

従い、カードの真偽、売上票その他媒体に署名を求め、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用

3. 加盟店は、C A T等を利用することなく信用販売を行なう場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求するものとします。

第13条（立替払等）

4. 信用販売もしくはサービス提供を行った日から30日を経過した売上債権について、当社は無条件で立替払いを拒否することができるものとします。

第23条（加盟店の禁止行為）

1. 加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を

行ってはならないものとします。

(7) 合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用して、当該本規約にかかる信用販売を行うこと

(8) 暗証番号、セキュリティコード（C V V 2 ・ C V C 2）、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること

第26条（個人情報の守秘義務等）

2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。

(4) カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報

第31条（個人情報安全管理措置）

4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備

(2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード（C V V 2 ・ C V C 2）、

第33条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、

(6) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善は図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき

行ってはならないものとします。

(7) 合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売を行うこと

(8) 暗証番号、セキュリティコード（C V V 2 ・ C V C 2）、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること

第26条（個人情報の守秘義務等）

2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。

(4) カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員の個人に関する情報

第31条（個人情報安全管理措置）

4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備

(2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード（C V V 2 ・ C V C 2）、

第33条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、

(6) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき

第35条（契約解除等）

1. 第38条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が違反しているものと認めた場合、

(8) 加盟店が、自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合

④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為

(14) 第15条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(17) 第32条、33条、34条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合

4. 加盟店は、第38条および本条第1項により本規約が解約または解除された場合、

第35条（契約解除等）

1. 第38条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が違反しているものと認めた場合、

(8) 加盟店が、自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為

(14) 第5条第3項、第8条第3項または第15条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(17) 第32条、第33条、第34条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合

4. 加盟店は、第38条または本条第1項により本規約が解約または解除された場合、